建設工事一般競争(指名競争)

入札参加有資格者の皆様

高知市上下水道局企画総務課

配水管工事技能者の専任期間に係る取扱いについて

工事現場に配置される配水管工事技能者の専任を要する期間に係る取り扱いを変更する。

1 専任要件の工事の専任を要する期間

始期【変更前】契約日から → 【変更後】着手日から

※ 着手日とは、配管作業等が開始される(現場施工に着手する)日をいい、着工日(工期の始期)とは異なる。よって、着工日以降であっても、配管作業等に着手するまでの期間については、工事への専任は要しないこととする。

終期【変更前】完成届提出日まで → 【変更後】完了日まで

※ 完了日とは、配管作業等が終了する(現場施工が完了する)日をいい、完成日(工期の終期)とは異なる。よって、完成日以前であっても、配管作業等が完了してからの期間については、工事への専任は要しないこととする。

専任を要する期間



- 2 事務手続き
 - (1) 対象工事

配水管工事技能者が、専任の者でなければならないとする工事

- (2) 着手日及び完了日の指定
 - ① 決める必要がない場合 請負契約の締結後、監督職員と受注者の協議により定める。
 - ② 予め決める必要がある場合 設計図書に記載する。
- (3) 着手届及び完了届

受注者は、現場着手後及び現場完了後は速やかに、着手届及び完了届(別添様式)を監督職員に2部提出する。

3 適用日 平成27年4月1日 適用日時点ですでに施工中,あるいは契約済みの工事にも適用する。